

監 査 報 告 書

令和 5 年 5 月 16 日

学校法人橘心学園
理事会 御中
評議員会御中

学校法人橘心学園

監事 木村 初子



監事 川村 康雄



私たちは、学校法人橘心学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて同学園の令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）を含め、学校法人の業務及び財産状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事案のないことを認めました。